

2026年度(令和8年度) 日本学生支援機構奨学金 採用候補者 進学手続用紙

| | | | | | | | |
|----------------|----|-----------------------|--|--|--|---------------------|--|
| 通学キャンパスに○ | | 6桁の学籍番号(アルファベット除く)を記入 | | | | フリガナ | |
| 渋谷 | たま | 学籍番号 | | | | 氏名 | |
| 携帯電話番号 | | 自宅電話番号 | | | | 生年月日: (西暦) 年 月 日 | |
| (固定電話がなければ無記入) | | | | | | | |

◆【全員記入】

* 交付コード・登録番号は採用候補者決定通知に記載されています

| | |
|-------|------|
| 交付コード | 登録番号 |
|-------|------|

◆【交付書類コード A B C D E F の方】

※人的保証・機関保証 必ずどちらかに✓をいれてください

| | | | |
|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | 人的保証 | <input type="checkbox"/> | 機関保証 |
|--------------------------|------|--------------------------|------|

人的保証を選んだ方は下記連帯保証人と保証人欄をどちらも記入してください

| | | |
|----------|----|---|
| 両方記入すること | 続柄 | 連帯保証人 ※父または母を選定してください |
| | | 氏名: _____ 生年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 歳 |
| | 続柄 | 保証人 ※原則65歳未満(注1)で4親等以内の親族を選定してください(父母は認められません) |
| | | 氏名: _____ 生年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 歳 |

(注1)保証人に65歳以上(例:祖父母等)または4親等以外の方(例:離別の父母等)を選定する場合、下記いずれかの証明書類を後日提出する必要があります。条件に合致していることを確認していない場合、次の手続に進むことができません。

- 収入金額320万円以上の源泉徴収票等 所得金額220万円以上の課税証明書等
 貸与予定総額の2分の1以上の預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

◆【交付書類コード B E の方】

※入学時特別増額奨学金申込の希望 必ずどちらかに☑をいれてください

| | | | |
|--------------------------|-------|--------------------------|--------------------|
| <input type="checkbox"/> | 申込を辞退 | <input type="checkbox"/> | 入学時特別増額貸与奨学金の申込を希望 |
|--------------------------|-------|--------------------------|--------------------|

◆【交付書類コード D E F G の方】

以下注意事項を確認のうえ、☑を入れてください

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 過去に修学支援新制度の給付奨学金や授業料等の減免の支援を受けたことがある人は、新規申込により2回目の支給を受けることはできません。編入学・転学・転籍が発生する場合は、速やかに大学へ申し出てください |
| <input type="checkbox"/> | 著しい成績不振や虚偽・不正があった場合は、給付奨学金が取り消され、返戻を求められる場合があります |

決定している区分にそれぞれ☑を入れてください

| 給付奨学金 | | | | | 授業料減免 | | | | | | | | |
|--------------------------|------|--------------------------|------|--------------------------|-------|--------------------------|------|--------------------------|------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|
| <input type="checkbox"/> | 第Ⅰ区分 | <input type="checkbox"/> | 第Ⅱ区分 | <input type="checkbox"/> | 第Ⅲ区分 | <input type="checkbox"/> | 第Ⅳ区分 | <input type="checkbox"/> | 区分無し | <input type="checkbox"/> | 【多子世帯】表記なし | <input type="checkbox"/> | 【多子世帯】表記あり |

※「第Ⅳ区分(理工農)」の方は本学での支援は受けられません

自宅通学・自宅外通学 自分の該当する区分に☑を入れてください

| | | | |
|--------------------------|----|--------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> | 自宅 | <input type="checkbox"/> | 自宅外 |
|--------------------------|----|--------------------------|-----|

自宅外の場合:以下の2点の書類を奨学金窓口へ提出

| | | |
|-----------|--|--|
| 準備したらチェック | ① 自宅外通学申請届(通学形態変更届) | *「自宅外通学申請届(通学形態変更届)」は國學院大學ホームページにも掲載しています |
| | ② 賃貸契約書などのコピー | * 生計維持者と別住所であり、家賃、契約日、契約期間、入居者(学生本人)が明記されているもの |
| | 以下の寮に在寮している場合は、在籍している寮及び所属部会名に○をつけてください ●自宅外通学申請届(通学形態変更届)のみ提出 ・青葉寮(柔道部・スキー部・硬式野球部) ・陸上競技部合宿所(陸上部) ・隆昌寮(ラグビー部) ・学寮 常盤木 ・学寮 まほろば | |

他財団の奨学金に採用されている(または採用予定)の方は、奨学金の情報を記入してください。

| | | | | |
|-------------------------|--------|-----------------------------|-----------------------|---------|
| 奨学金の名称 (日本学生支援機構を除く) | 支給予定期間 | 20 年 _____ 月 ~ 20 年 _____ 月 | 日本学生支援機構 給付奨学金との併用 | 可・不可・不明 |
| | | | 授業料減免との併用 | 可・不可・不明 |

多子世帯の制度※の条件に当てはまりますか? 当てはまる場合、想定通りの結果でしたか? ※多子世帯…子どもが3人以上いる家庭に適用される制度

| | | |
|--|--------------------|--------------------------|
| ① 条件外のため、適用されていない <small>※子ども3人の内、一人が社会人のため適用外を含む</small> | ② 条件に当てはまるため、適用された | ③ 条件に当てはまるはずなのに、適用されなかった |
|--|--------------------|--------------------------|

➡ ③に当てはまる方は裏面を必ず記入してください

生計維持者の扶養人数を記入してください。

| | |
|--|--|
| 2024年12月31日時点で扶養されている人数(父母を除く) | 2025年12月31日時点で扶養されている人数(父母を除く) |
| _____ 名 ※下に内訳を記入 | _____ 名 ※下に内訳を記入 |
| ・本人・兄 _____ 人・姉 _____ 人・弟 _____ 人・妹 _____ 人・他() _____ 人 | ・本人・兄 _____ 人・姉 _____ 人・弟 _____ 人・妹 _____ 人・他() _____ 人 |

『多子世帯の授業料無償化制度』に適用されなかった方

スライドP.6～10を必ず確認してください

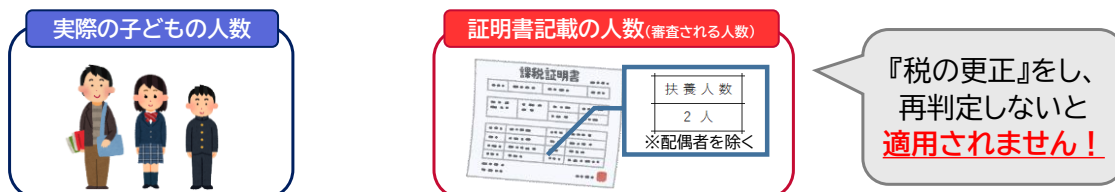
『多子世帯の授業料無償化制度』とは、審査期間に生計維持者が3名以上の子どもを扶養している場合に適用される制度です。2025年に高校等で申し込んだ場合は、**2024年12月31日時点で、日本学生支援機構に生計維持者として申請した人物が、学生本人を含め3名以上扶養していること**が条件です。下記①～④の事由により正しく審査されなかった場合、別途申告することで適用される可能性があります。ご自身に当てはまる事由①～④を確認し、今後の手続きをA②から選択してください。

適用されなかった理由

① 住民税情報が実態と相違していた

実態としては子どもが3名以上いるにも関わらず、『課税証明書』や『マイナポータル』の情報では**2名以下で表示されるため適用されない場合があります。**(原因:確定申告や年末調整での申告漏れ)

⇒ 実態に即した人数を各自治体に申し出て『税の更正』をおこなうことで、再判定することが可能です。



② 高校の申請時に入力したスカラネットの情報が間違っていた

スカラネットを入力した際の『扶養人数』の項目で「正しい人数」を「申込者本人」・「生計維持者よりも年下」として3人以上入力していない場合、本制度は適用されません。(税情報上は3名でも適用されません)

⇒ 予約採用ではなく、改めて新規で申請してください。

③ 生計維持者に変更があり、扶養者が生計維持者ではなくなった

離婚や死別により、**審査期間の扶養者を日本学生支援機構に申請しないこと**により、適用されない場合があります。仮に、審査期間中は父が子ども3人を扶養しており、その後離婚をして母が3人の扶養者となった場合、日本学生支援機構に申請する生計維持者は母のみとなります。実態としては子ども3人の世帯ですが、審査期間の扶養者は父のため、『税情報上は母の扶養する「子ども」は0人』で審査され、この制度は適用されません。

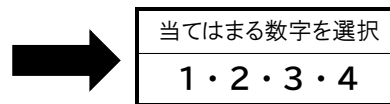
⇒ 母が扶養していることが分かる書類を提出することで、再判定を申し出ることが可能です。



④ 審査期間以降に新たに子どもが生まれ、3名になった

審査時点では子どもは2名、それ以降に新たに生まれ3名以上に増えた場合、審査する税情報では確認できないため、この制度は適用されません。

⇒ 別途大学へ申告することで再判定可能です。奨学金窓口へご相談ください。



これからの手続き方法を選択してください

A 予約採用の手続きを中止し、新規申請で改めて申し込む

多子世帯と認定されなかった原因を解消しつつ、**新規で改めて申請します**。原因が解消次第、実態に即した扶養の人数での審査をおこないます。これには時間を要する可能性があり、通常の採用月よりも遅れる可能性があります。また、予約採用手続きをおこなわないため、**忘れずに新規申請する必要があります。**(一度不採用となり、再判定を申し出てから採用となる場合もあります)

※上記の理由②の該当する場合はこちらしか選択できません
※「貸与」も採用されている場合はご相談ください

①を選択する場合は別途書類が必要です。**事前に窓口でご相談ください。**

B このまま予約採用の手続きを進め、適用に必要な手続きを後日おこなう

通常通り予約採用手続きを踏み、**多子世帯と認定されないまま採用者となります**。同時に多子世帯と認定されなかった原因を解消し、**採用後に正しい情報を申告**します。多子世帯と認定されるには時間を要する可能性があります。

選択したら、この書類を写真に残してください

希望するアルファベットを選択
A・B
※入力時に変更する場合はご連絡ください